

改正

平成12年3月29日条例第35号

平成16年3月31日条例第10号

平成20年3月17日条例第1号

平成24年3月26日条例第1号

平成28年3月29日条例第5号

北本市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、北本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者 7人以内
- (2) 関係団体の代表者 10人以内
- (3) 行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第10号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。